第 二千五 百 九 十 号

平成二十六年十月二十一日

規

則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正

する規則をここに公布する。

(廃棄物対策課) 六五五

平成二十六年十月二十一日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第九十一号

2 築指

導課)

六五六

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を

改正する規則

地

六五六

岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正する。 岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則 (平成十九年

器くずを使用したコンクリート二次製品にあっては、結合材を除く原料の一○パーセン **別表第二九の項中「溶融スラグ、廃ガラス、セメントコンクリート再生骨材又は陶磁** 「伐採木、剪定枝又は刈草の未利用材を原料として使用

材又は陶磁器くずを原料として使用したコンクリート二次製品にあっては、結合材を除 した舗装材にあっては、結合材を除く原料として七〇パーセント以上使用していること。 ト以上使用していること。」 を 溶融スラグ、廃ガラス、セメントコンクリート再生骨

く原料として一○パーセント以上使用していること。」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

(休日に当たる)

平成二十六年十月二十一日

(火曜日) 発行

岐 阜

県

公 報

毎週

平成二十六年十月二十一日発行

発 発

行行 所者

岐 岐

庁 県

岐阜市薮田南二丁目一番一号